

国家戦略特区等提案様式

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
静岡県浜松市	1	医療MaaS（遠隔診療について） 健康情報を活用した生活習慣病予防	移動診療車を活用したオンライン診療サービス ・看護師が医療機器などを搭載した移動診療車で患者の自宅付近まで訪問し、車両内のテレビ会議システムを通して医師が遠隔地から患者を診察する。 ①「寄り添い」を重視したオンライン×人工透析予防特化型重症化予防プログラム ② 医療データ解析・重症化予防事業 ③ PHR活用サービスの導入 ④ PHRと健康マイレージ	・市民の健康寿命延伸とQOL向上（通院断念率の低減、バイタルデータ取得/蓄積、車両/医療人材の効率化のシェアリング） ・ウェルネスとの連携（医療の早期かつポイント構築、予防接種や簡易相談の実施、健康診断再検査率の向上）	情報通信機器を用いた診療については、R2.4.10付厚生労働省事務連絡において、一定の条件を満たせば、初診からの診療による診断や処方箋を支えなくともとされたところであるが、あくまで新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての限定的・特例的な取り扱いとされており、今後安定的に事業を実施していくにあたっての不確定要素となっている。	・医師法第20条 ・医師法第20条 ・情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について（H9.12.24 厚生省健康政策局長通知） ・オンライン診療の適切な実施に関する指針 ・新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の限定的・特例的な取り扱いについて（R2.4.10付厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）	コロナ禍の緩和措置の事例を踏まえ、患者の安全性や医療の質的確保、財政への影響等に関する検証を行ったうえで、初診を含むオンライン診療・服薬指導の恒久化を実施していただきたい。	厚生労働省	オンライン診療については、全国的な措置として「関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータの収集や事例の実態把握を進めるとともに、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しての限定的措置において明らかとなった課題や患者の利便性等を踏まえ、恒久化の内容について、具体的なエビデンスに基づき、検討を行う。初診の取扱い等も含めた限定的措置の恒久的な枠組みについては、2021年夏を目途に限定的措置の実績も踏まえて、その骨格を取りまとめ、同年秋を目途に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を改定する」（「成長戦略フォローアップ」令和3年6月18日閣議決定）としております。 薬局におけるオンライン服薬指導については、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）や「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、2021（令和3）年夏を目途に医薬品医療機器等法に基づくルールの見直しの検討を行うこととしております。			
静岡県浜松市	2	健康情報を活用した生活習慣病予防	健康情報を活用し、様々なデータに基づく、栄養指導や健康づくりにより生活習慣病予防を行う。	・生活習慣病の予防に伴う市民QOL向上 ・医療費の適正化による国民健康保険組合の財政健全化	・民間企業が現在治療通院中の方の健康づくり支援を行う場合、医師の承諾・指示のもと実施しなければならない。また、この承諾・指示は書面を前提としており、オンライン診療にて治療中の方では取得が困難となっている現状がある。（2020年5月厚生労働省確認）	「健康寿命延伸産業分野における新事業活動のガイドライン」（H29.5.30改正厚生省・経産省）	医師による承諾・指示は書面だけでなく、データでも可能とする。	厚生労働省	御提案の「医師による承諾・指示」の意味とすることが必ずしも明らかではありませんが、「健康寿命延伸産業分野における新事業活動のガイドライン」（平成26年3月31日厚生労働省・経済産業省）2.（1）＜基本的な考え方＞において「医師が行う運動又は栄養に関する指導・助言を書面又は電子データ等の形で発出すること」としており、「医師が行う運動又は栄養に関する指導・助言」を電子データによりやりとりすることは可能です。	保険者による保健事業として、保険者若しくは保険者から委託を受けた事業者が、生活習慣病保有者に対して生活習慣改善支援をオンラインで実施する場合、現在通院中の方の支援は、医師の指導・助言のもと実施する必要があります。 この「医師の助言・指導」については、生活習慣病保有者の病状等が要配慮個人情報であることから、現在は、医師が本人同意のもと民間企業へ直接提供する場合のみ文書で提供することとなっているが、メールやクラウドを介したデータ連携による電子媒体でのやり取りも可能とすることを求める。	厚生労働省	医師が出す運動又は栄養に関する指導・助言（以下「医師の指導等」という。）に基づき、民間事業者が運動指導又は栄養指導を行う場合、医師の指導等を、患者の同意の下で、民間事業者に対してメール等の電子データで送付することは、「健康寿命延伸産業分野における新事業活動のガイドライン」（平成26年3月31日厚生労働省・経済産業省。以下「健康寿命延伸ガイドライン」という。）上、可能です。 なお、健康寿命延伸ガイドライン2.（1）＜基本的な考え方＞において、「医師が行う運動又は栄養に関する指導・助言を書面又は電子データ等の形で発出することへ行われなければならない」としており、医師の指導等を電子データより発出することが可能であることを明示しております。
静岡県浜松市	3	デリバリープラットフォーム活用による配送	・タクシーなど既存の配送インフラとドローンなどの無人輸送機を組み合わせた商品販売事業者と配送業者、消費者を繋ぐオリジナルデリバリープラットフォームサービスの提供。	・主に飲食事業者などコロナ禍で売上減少に直面する事業者のビジネスチャンス拡大。 ・ドローンや自家用車、自動運転車を活用する副業モデル確立。	・タクシーなど既存の配送インフラを活用したデリバリープラットフォームサービスを提供したいが、現在、タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物運送の許可については、限定的・特例的な取り扱いとされている。	・貨物自動車運送事業法第3条 ・タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の許可の取扱い等について（R2.9.10国土交通省自動車局長通知） ・新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえたタクシー事業者による有償貨物運送について（R2.4.21事務連絡）	タクシー事業者の本業への影響や、タクシーにより食料等を運送するという貨物運送上の安全性の観点から、大きな問題等が生じていない状況を踏まえ、措置の恒久化について取り組んでいただきたい	国土交通省	現在、令和2年10月より開始したタクシーによる食料、飲料の運送については、現在、安全性確保や荷主保護の観点からモニタリング、検証を実施しているところであり、その結果を踏まえ適切な対応について検討してまいります。			
静岡県浜松市	4	デリバリープラットフォーム活用による配送 ドローンやタクシーによる医薬品輸送	・タクシーなど既存の配送インフラとドローンなどの無人輸送機を組み合わせた商品販売事業者と配送業者、消費者を繋ぐオリジナルデリバリープラットフォームサービスの提供。 ・将来的にはドローンや自家用車、自動運転車なども配送インフラとして活用したデリバリー網を拡充させることを構想。	・主に飲食事業者などコロナ禍で売上減少に直面する事業者のビジネスチャンス拡大。 ・ドローンや自家用車、自動運転車を活用する副業モデル確立。	自家用自動車を配送インフラとして活用したいが、自家用自動車の有償運送には、事業者主体や用途に厳しい制限があり、事業者への活用ができない。	・道路運送法第78条 ・道路運送法施行規則第48条、49条	・道路運送法及び同法施行規則に定める自家用有償運送の主体、目的について、営利事業の用に供することができる5緩和する。	国土交通省	浜松市のデリバリープラットフォームでは、一般的な買い物代行のスキームを想定しており、貨物自動車運送事業法の適用外として整理したいと考えている。なお、整理が行われるまでの移行期間として、貨物自動車運送事業法の適用を受けられる場合は、以下の考え方で運用するまで緩和を求める。 ①貨物運送に適した車両の確保は、貨物の範囲をフード類及び日用品に限定し、個々で保有する普通乗用車・軽自動車等運送。 ②貨物自動車運送事業に係る運行管理者の配置は、株式会社やNPO法人単位での参画を想定しており、適切な運行管理のできる体制を整備。 ③貨物運送に適用される損害保険への加入は、全体での加入又は参画事業者との調整のうえ対応。	国土交通省	事業として有償で貨物運送を行う際には、輸送の安全性確保や荷主保護が不可欠であり、そのためには ・貨物の運送に適した車両の確保 ・法令遵守に関して従業員に対する指導及び監督を行う運行管理者の設置 ・車両の点検及び整備管理に係る適正な体制の確保 ・適正な運送約款の整備 ・損害賠償責任保険等への加入 等が必要であるところ。これらを担保するために、貨物自動車運送事業法による規制が設けられている。 自家用車は、事業用トラックと比較して1千km走行当たりの事故発生件数が2倍であるなど、輸送の安全性の確保等に懸念があるため、1次回答のとおり、貨物自動車運送事業法の許可等をもたない地域住民による有償での貨物運送を認めることは困難である。 については、貴市の提案する事業が貨物自動車運送事業法の規制に抵触するか否かは、個別の運送形態を踏まえて実質的に判断する必要があるため、個別にご相談いただきたい。	
静岡県浜松市	5	自動運転車両を活用した移動支援	・オンデマンド型移動サービス 超小型モビリティ等の車両と安価な自動運転システムの組み合わせた顧客の移動ニーズ合わせた移動支援 ・路線バス型移動サービス 自動運転シャトルバスを活用したサービス、グリーンズローモビリティ等の車両と、自動運転システムの組み合わせによる移動支援、車両走行から得られるデータ等を活用した新サービスの創出	・高齢化等により運転が困難となった方の移動支援、ラストワンマイルのケア ・個人の車両保有が減少することによる事故の減少 ・車両から得られるデータの活用によるインフラ管理、事故予防 など	レベル4の無人自動運転については、現在はまだ認められていない ※令和2年改正道路運送法により、自動運行装置を使ったレベル3の自動運転に関する規定が初めて追加された。（R2.4.1施行）	道路運送法第71条の4の2第2項第3号	レベル4の無人自動運転に関する法整備	警察庁	遠隔型自動運転システムを用いた実証実験については、道路使用許可を受けて実施可能であり、運転者が乗車しない形での実施も可能です。 また、「官民ITS構想・ロードマップ2020」等において、2022年度頃に限定地域における遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスの実現が可能となるように政府として目指すこととされていることを踏まえ、従来の「運転者」の存在を必ずしも前提としない場合における交通ルールへの在り方について、警察庁で検討を進めているところです。 以上の回答に関し、本提案に係る記載内容のみでは定かではない部分もあるため、実施されたい走行の形態を具体的に明らかにして個別に警察庁に御相談ください。			
静岡県浜松市	6	自動運転車両を活用した移動支援 パーソナルモビリティの活用	・オンデマンド型移動サービス 超小型モビリティ等の車両と安価な自動運転システムの組み合わせた顧客の移動ニーズ合わせた移動支援 ・路線バス型移動サービス 自動運転シャトルバスを活用したサービス、グリーンズローモビリティ等の車両と、自動運転システムの組み合わせによる移動支援、車両走行から得られるデータ等を活用した新サービスの創出 ・電動モビリティパーク実証実験（複数社の様々なモビリティを集め、特定施設内で実証実験を行う。センシングデータを活用した健康年齢判定や普及に必要な環境整備等を実施。）	・高齢化等により運転が困難となった方の移動支援、ラストワンマイルのケア ・個人の車両保有が減少することによる事故の減少 ・車両から得られるデータの活用によるインフラ管理、事故予防 など ・モビリティを通じた健康増進によるQOLの向上 ・自由な移動によるコミュニティ活性化 ・産官学連携チャレンジによる世界に通用する技術力の育成	・道路使用許可申請手続きに非常に多くの時間と手間を要すること	・道路運送法第77条～79条、同法施行令第10条、同法施行規則第40条、41条	・道路使用許可申請手続きの簡素化、承認審査等に係る期間の短縮	警察庁	「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン（平成28年5月）」に従って実施する場合は、同法に規定する道路使用許可の手続きは不要です。 道路使用許可が必要な公道走行に際しては、円滑に手続きできるように支援しているところであり、詳しくは警察庁ウェブサイトを御確認ください。 以上の回答に関し、本提案に係る記載内容のみでは定かではない部分もあるため、具体的な実験の実施要件を明らかにして個別に警察庁に御相談ください。			
静岡県浜松市	7	自家用旅客運送	・地域住民の自家用車を活用した新たな共助型の交通システムを導入 ・個人が保有する自家用車を活用し、相互に補充し合うことで、移動手段の提供を行う。	・地域の生活を支える交通網の維持 ・中山間地域における持続可能な地域交通を確立 ・住民同士の共助の意識が高まり、平常時のみならず、災害時などの緊急時における高齢者等の相互支援につながる。	・道路運送法第78条、同法施行規則第48条、第49条に規定する自家用旅客自動車運送の用途、実施主体の制限	道路運送法第78条、同法施行規則第48条、第49条	自家用旅客自動車運送の用途、実施主体について、地域住民による交通の相互補充のため、一定の収益範囲内に収まるものについて、その基準を緩和する。	国土交通省	自家用有償旅客運送は、運送主体による安全面の担保が必要不可欠であることから、一定の法人が運送主体となることを求めているものであり、個人が主体となることはできないが、非営利団体等に参画するなどして、住民主体の運送を行うことは可能と考える。また、当該自家用有償旅客運送に個人の所有する自家用自動車を持込んで使用することは現行制度上可能である。加えて、收受する対価については、営利とは認められない実費の範囲内において、地域の間関係者間の協議により具体的に定めることが可能となっている。 なお、この枠組みを超えて、自家用車を用いたいわゆる「ライドシェア」を実施することは、運行管理や車両整備等について責任を負う主体を置かずに、自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態を前提としていることから、このような形態の旅客運送を有償で行うことは、安全の確保、利用者の保護等の観点から問題があるため、道路運送法上、許容されない。			

国家戦略特区等提案様式

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
静岡県浜松市	8	交通オンデマンド化	・地域の交通資源を活用した新たな共助型の交通システムを導入 ・企業等が保有するスクールバスや特設の送迎バス等地域の交通資源を活用し、相互に補充し合うことで、遊休資産の活用と移動手段の提供を行う。	・地域の生活を支える交通網の維持 ・中山間地域における持続可能な地域交通を確立 ・遊休資産を活用した新たなビジネスモデルの確立により、中山間地域の事業者参入ハードルを下げける。	・道路運送法第3条、第43条に規定する特定旅客自動車運送事業の制限	道路運送法第3条、第43条	特定旅客自動車運送事業の用に供するために購入したスクールバス等の資産について、本来の用途を制限しない範囲内で、自家用有償運送車両として他の目的に活用できるようにする。	国土交通省	規制改革事項について明確化を要するが、自家用有償旅客運送において、スクールバス等を活用することや、運送事業者が保有する事業用自動車を持ち込んで使用することは、当該事業者の運行計画、事業計画に支障のない範囲において、現行制度上も可能である。 ただし、特定旅客自動車運送事業については、特定の運送需要者の需要に応じて運送事業を行っているため、当該運送需要者の需要を考慮する必要がある。			
静岡県浜松市	9	交通オンデマンド化	・地域の交通資源を活用した新たな共助型の交通システムを導入	・地域の生活を支える交通網の維持 ・持続可能な地域交通を確立	天候や運行データ等に合わせて路線バスの自国を柔軟に変更し、公共交通の利便性を向上させた。バスの停留所には発車時刻の掲示が必要である。	旅客自動車運送事業運輸規則第5条、第6条	より実態にあったダイヤ改正を短期的に行い、公共交通の利便性向上につなげるため、掲示義務を緩和。 路線によっては週1回程度の短期的なダイヤ改正により時刻表を更新することとし、利用者は停留所のQRコードや交通事業者HPで時刻表を確認することを可能とする。	国土交通省	規制改革事項について明確化を要するが、柔軟なダイヤの設定は、現行制度でも地域公共交通会議を活用して路線不定期や区域運行として実施することが可能である。	想定は、毎日ダイヤを改正するというよりも、現在（年2回）よりも短いスパンでダイヤを改正することである。路線不定期運航であれば柔軟なダイヤ改正は可能であるが、実態は定期運航にもかかわらず、多くの路線を不定期運航の区分に変更することは難しいと考えている。市内には1,000ヶ所以上バス停があかダイヤ改正の都度、紙の張替え作業が発生し、ダイヤ改正の回数を増やすことは負担が大きい。ディスプレイ表示型のバス停であれば表示を容易に変更可能だが、インシャルコスト等の観点から難しい。このため、路線定期運航の時刻表掲示義務を緩和し、QRコードやホームページ掲載を時刻表掲示の代替措置として認めるよう緩和を求める。	国土交通省	路線定期運行の乗合バスにおいては、利用者利便を確保する観点から運行系統ごとの発車時刻（時刻表）を停留所に掲示することとしている。時刻表をQRコードやホームページによる掲載のみとすると、スマートフォン等を利用しない旅客が発車時刻を確認できない等、利用者利便を阻害するおそれがあることから困難である。
静岡県浜松市	10	自動運転車両を活用した移動支援 パーソナルモビリティの活用	・オンデマンド型移動サービス 超小型モビリティ等の車両と安価な自動運転システムの組み合わせた顧客の移動ニーズ合わせた移動支援 ・現行法のみなし歩行者の定義に該当しない速度で走行する新たなパーソナルモビリティの開発	・モビリティを通じた健康増進によるQOLの向上 ・自由な移動によるコミュニティ活性化 ・産官学連携チャレンジによる世界に通用する技術力の育成	パーソナルモビリティは、現行法ではのみなし歩行者の定義に該当しないため、原動機付自転車や自動車として実験を行う場合には、道路運送車両保安基準の緩和について、地方運輸局へ申請が必要となる。これらの許可を得るまでには、複雑な手続きと認定までの長い期間を要する。	・道路運送車両法第40条～46条 ・道路運送車両法第40条～46条 ・道路運送車両の保安基準第55条 ・道路交通法第2条 ・道路交通法施行令第1条 ・道路交通法施行規則第1条	・道路運送車両保安基準の緩和申請手続きの緩和 ・道路運送車両保安基準の緩和申請手続きの緩和 ・歩行者とみなす速度制限（6km/毎時）の緩和 ・歩行者とみなす車体の大きさ、構造等の緩和	警察庁 国土交通省	新たなモビリティを含む多様な交通主体全てにとっての新たな交通ルールの在り方について、当庁が開催する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において検討を行っているところです。（令和3年7月時点） 保安基準緩和申請手続きについて、必要書面を省略できるよう「公道実証実験事業に用いる搭乗型移動支援ロボットの基準緩和認定要領について」を改正し、申請者の負担軽減を図っている。			
静岡県浜松市	11	農地・林野台帳デジタル化	・別々に管理されている農地台帳、水田台帳の紐づけを行い、それら情報をデジタル地図に反映する。 ・衛星データを活用し、農地の状況（耕作放棄地かどうか）を自動で検出可能とする。 ・山林を衛星データを基にデジタル情報化して、2D、3Dデータに統合する。	・デジタル地図を作成することで農地全体の状況把握を簡易に行うことができる。 ・耕作放棄地かどうかの確認が可能になり、農地法で定める利用状況調査の効率化が図れる。 ・行政が森林状況を把握できるとともに、木材の流通事業者も活用することで的確な間伐等が可能となる。	・農地法で定められる農業委員会による年1回の利用状況調査（通称：農地パトロール）、道路等から調査員が目視で確認することが義務付けられており、衛星データでの調査は認められていない。	・平成21年12月11日付け農林水産省通知「農地法の運用について」の制定について	・農林水産省通知の内容を変更し、目視以外の方法での調査も可能にする。衛星データの活用ができる。 ・なお、農林水産省の「デジタル地図」を活用した農地情報の管理に関する検討会取りまとめ（令和2年3月17日）では、衛星データの利活用等の必要性に言及されており、今後、目視外の利用状況調査が可能となる可能性がある。	農林水産省	利用状況調査は、基本的に農地1筆毎の状況を確認する必要があることから、農地利用最適化推進委員会等農地の状況を目視により確認することとしている。なお、森林の様相を呈するなど一見して農地に復元することが著しく困難な場合には、筆ごとに確認する必要はありません。	農地法第30条により、農業委員会は、毎年1回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査（利用状況調査）を行わなければならないとされている。 農林水産省より市町村農業委員会事務局へ提供される農地パトロール実施要領Ⅲ-5-(2)-④-アに記載の農地パトロールの実施方法が「道路からの目視」に限定されている部分を緩和し、デジタル技術等を用いた農地パトロール調査を実施できるように求める。欧州では現地確認に人工衛星を活用し、必要に応じて現地訪問している事例があることから、衛星データやドローン等のデジタル技術を活用した農地利用状況把握を行い、一部農地に対してのみ利用意向調査のため目視確認実施に緩和を求める。	農林水産省	利用状況調査における筆ごとの農地の調査について、利用するドローン等のデジタル技術の解像度、精度等が、耕作をされていることが明らかでない農地とそれ以外の農地を判別することが可能な水準である場合に、当該技術を用いて一次的な調査を行うことは有用であると考へております。 一方で、その結果、①遊休農地のおそれがある農地、②遊休農地であるか否かが判然としない農地については、利用状況調査の結果によって、後続する措置（所要の手續を経て、都道府県知事の裁定により、本人の意向にかかわらず農地中間管理機構へ利用権を設定）の対象となりうるため、最終的な遊休農地の判定のために、農地利用最適化推進委員会等が目視により確実に確認を行うことが必要と考へております。 これらのことについて、御指摘の「農地パトロール実施要領」を作成している全国農業会議所と考へ方を整理・共有するとともに、国としても運用通知等で考へ方を明確化してまいります。

国家戦略特区等提案様式

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答	
静岡県浜松市	12	ドローンによる農業散布/ドローンと組み合わせたスマート農業	<ul style="list-style-type: none"> ドローンで農地を撮影し、農地の地形や農産物の生育のバツキを観測する。 ドローンを用いて撮影し分析した地図データ、作物栽培状況データ等を基に、AIが適切な作業計画や農業散布量を判断し、ドローンによって量を調節しながら農業を散布する。 	<ul style="list-style-type: none"> 農産物の品質の向上や労働負担の軽減、生産性の向上が見込まれる。 				国土交通省	<p>【航空法について】 第三者の人や物件に対する安全の観点から規制緩和について、困難ではありますが、現在においても、必要書類において一部簡略化できる項目があり、また、催し場所上空における飛行や人口集中地区上空での夜間における目視外飛行の場合を除き、申請内容に変更がなく、継続的に飛行させる場合には、1年間を限度として許可承認を行っています。</p>	<p>高さ150m未満で農地内でのみの飛行の場合、第三者の人や物件が存在することは限られることから、FISS登録を含めて許可・承認手続きを不要とするよう求める。</p> <p>特に、無人航空機での薬剤等散布飛行は作物上2-4mであり、地上からも10mにも満たない高度での飛行であるため、有人航空機と接触する可能性は限りなく低く、地上散布と同等とみなし飛行許可申請は不要とするよう規制緩和を求める。</p>	国土交通省	<p>FISSへの登録については、事故発生時の対応やゼロ等を防止するため登録義務化されているものです。飛行許可承認申請については、現行制度で国土交通大臣の許可又は承認が必要な飛行においては、今般の航空法改正により、技能証明を受けた操縦者が認証を受けた機体を飛行させる場合に限り、国の許可又は承認の手続きを原則不要とします。</p> <p>なお、係留によって飛行範囲を物理的に制限した状態で飛行する場合、高構造物から一定の範囲内の空域を飛行する場合には、無人航空機の飛行による航空機の航行及び地上の人の安全を損なうおそれがないと判断できることから、航空法施行規則について、所要の改正を予定しています。</p>	
		ドローンによる鳥獣害対策	<ul style="list-style-type: none"> 春野町地域の三次元データとドローンを活用鳥獣害対策を実施する。山間地をドローンで巡回し、害獣を検知、三次元データにより取得したインフラ情報との連携により、安全・高速で移動できるルートを選んでドローンで飛行する。検知した情報を防災無線等に連携させ、音・光等により害獣を撃退する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の安全・健康被害の減少、農作物の被害の減少などが期待される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・150m以上の高さの空域、人口密集地区の上空空域において、無人航空機を飛行させることは航空法132条で禁止されている。 ・上記空域以外で飛行させる場合も夜間飛行や目視外飛行、30m未満の飛行、物件投下（葉の投下）などが航空法第132条の2で禁止されている。 ・航空法第132条、132条の2で禁止されている事項でも国土交通大臣の許可があれば、飛行させることが可能であるが、原則、飛行の都度の申請が必要かつ飛行実施日から10日前までの許可承認申請を要する。原則、飛行の都度申請が必要かつ飛行実施日から10日前までの許可承認申請を要する。また、書類が膨大である。さらに飛行経路について飛行情報共有システム(FISS)の登録を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・航空法132条、132条第2項、132条の2、132条の2第2項 ・航空法施行規則第236条、第236条の2、第236条の3、第236条の6、第236条の8 	<ul style="list-style-type: none"> ・ドローン（無人航空機）を150m以上の高さの空域及び人口密集地区の上空空域で飛行させて、運搬をする場合、当該空域に該当しない場合も夜間飛行、目視外飛行、30メートル未満の飛行、物件投下を可能とする規制緩和が必要。 ・上記規制緩和がなされない場合においても都度申請する必要のない包括的な許可申請を可能にすることや必要書類の簡略化などにより、申請者の負担の軽減を図る必要がある。 	国土交通省	<p>【航空法について】 第三者の人や物件に対する安全の観点から規制緩和について、困難ではありますが、現在においても、必要書類において一部簡略化できる項目があり、また、催し場所上空における飛行や人口集中地区上空での夜間における目視外飛行の場合を除き、申請内容に変更がなく、継続的に飛行させる場合には、1年間を限度として許可承認を行っています。</p>	<p>昨年と同じ申請内容であれば簡易申請のみ（更新のみや複数年申請など）とするなど、FISS登録を含め、許可・承認手続きの簡素化あるいは不要とすることを求める。</p>	国土交通省	<p>FISSへの登録については、事故発生時の対応やゼロ等を防止するため登録義務化されているものです。飛行許可承認申請については、現行制度で国土交通大臣の許可又は承認が必要な飛行においては、今般の航空法改正により、技能証明を受けた操縦者が認証を受けた機体を飛行させる場合に限り、国の許可又は承認の手続きを原則不要とします。</p> <p>なお、係留によって飛行範囲を物理的に制限した状態で飛行する場合、高構造物から一定の範囲内の空域を飛行する場合には、無人航空機の飛行による航空機の航行及び地上の人の安全を損なうおそれがないと判断できることから、航空法施行規則について、所要の改正を予定しています。</p>	
		ドローンやタクシーによる医薬品輸送	<ul style="list-style-type: none"> タクシーなど既存の運送インフラとドローンなどの無人輸送機を組み合わせた商品販売事業者と配送業者、消費者を繋ぐオリジナルリバープラットフォームサービスの提供。 ・WEB上でオーダーが可能な一気通貫なシステムを提供。サービス応用することで医療機関との連携や処方箋データとのリンクにより、外出することなく必要な医薬品の調達を可能にする 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅客需要が減少するタクシーなどの事業者の新規事業確立。 ・ドローンや自家用車、自動運転車を活用する副業モデル確立。 ・リモート診療、治療の確立による感染拡大防止と医療前線回避 				国土交通省	<p>【航空法について】 現在においても、催し場所上空における飛行や人口集中地区上空での夜間における目視外飛行の場合を除き、申請内容に変更がなく、継続的に飛行させる場合には、1年間を限度として許可承認を行っています。</p> <p>【タクシーによる医薬品輸送について】 要望内容が不明確であることから、明確化を要する。</p>				
		ドローンによるインフラ・建築物点検、ドローンによる橋梁点検	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁・トンネル等の道路構造物や、住宅・倉庫・ビル等の建物を三次元地図データを基にドローンで簡易点検を行う。 ・高精細カメラや夜間撮影可能な赤外線カメラを搭載したドローンを活用して橋梁点検・建物外調査を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補修・交換対象の発見の早期化、早期対応による市内のインフラの強靱化、点検負担の軽減（本当に必要なものだけに絞って人力点検を実施）、人件費の低減につながる。 ・人が入れない場所等の点検も可能となり、人の目で得にくい情報の取集が可能となる。 				国土交通省	<p>【航空法について】 現在においても、催し場所上空における飛行や人口集中地区上空での夜間における目視外飛行の場合を除き、申請内容に変更がなく、継続的に飛行させる場合には、1年間を限度として許可承認を行っています。</p>	<p>河川の上や、トンネル周辺など特定の範囲で、飛行範囲に人がいる可能性が低い場所については、FISS登録を含め許可・承認手続きの不要とすることを求める。</p>	国土交通省	<p>FISSへの登録については、事故発生時の対応やゼロ等を防止するため登録義務化されているものです。飛行許可承認申請については、現行制度で国土交通大臣の許可又は承認が必要な飛行においては、今般の航空法改正により、技能証明を受けた操縦者が認証を受けた機体を飛行させる場合に限り、国の許可又は承認の手続きを原則不要とします。</p> <p>なお、係留によって飛行範囲を物理的に制限した状態で飛行する場合、高構造物から一定の範囲内の空域を飛行する場合には、無人航空機の飛行による航空機の航行及び地上の人の安全を損なうおそれがないと判断できることから、航空法施行規則について、所要の改正を予定しています。</p>	
		ドローンの防災活用	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時にドローンでいち早く状況を把握し、保険支払迅速化や救助に活用（河川の残留者検知、変状の自動解析、火災の状況確認） ・人が入りくい場所での災害発生予測のための計測、及び災害発生時の迅速な状況把握 	<ul style="list-style-type: none"> 各種許可申請の簡略化 目視外飛行許可（事業範囲の拡大） 				国土交通省	<p>【航空法について】 現在においても、催し場所上空における飛行や人口集中地区上空での夜間における目視外飛行の場合を除き、申請内容に変更がなく、継続的に飛行させる場合には、1年間を限度として許可承認を行っています。</p>				
静岡県浜松市	13	ドローンやタクシーによる医薬品輸送	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシーなど既存の運送インフラとドローンなどの無人輸送機を組み合わせた商品販売事業者と配送業者、消費者を繋ぐオリジナルリバープラットフォームサービスの提供。 ・WEB上でオーダーが可能な一気通貫なシステムを提供。サービス応用することで医療機関との連携や処方箋データとのリンクにより、外出することなく必要な医薬品の調達を可能にする 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅客需要が減少するタクシーなどの事業者の新規事業確立。 ・ドローンや自家用車、自動運転車を活用する副業モデル確立。 ・リモート診療、治療の確立による感染拡大防止と医療前線回避 	<ul style="list-style-type: none"> ・薬機法改正によりオンライン診療と服薬指導について、一部認められているが、処方箋や薬剤の種類、調剤時の取り扱い等に制限がある。 ・医薬品配送は、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて（R2.4.10事務連絡）」により限定的にしか認められていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・薬機法第9条の3第1項 ・薬機法施行規則第15条の13 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関する実施要件の設定 	厚生労働省	<p>薬局におけるオンライン服薬指導については、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）や「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、2021（令和3）年夏を目途に医薬品医療機器等法に基づいた見直しの検討を行うこととしております。</p> <p>ドローンによる医薬品の配送については、「ドローンによる医薬品配送に関するガイドラインについて」（令和3年6月22日付厚生労働省0622第2号医政総発0622第3号）により明確化しています。</p>				

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置等の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
静岡県浜松市	14	薬局における健康チェック	薬局併設型検体測定室における検査や薬剤師による健康指導、管理栄養士による食事指導・栄養指導の拡充	生活習慣病等や介護予防等に対する意識を高め、市民の健康を増進し、健康寿命の延伸を図る。 かかりつけ薬局におけるPHR（個人健康記録）が補充され、未病対策の推進につながる。 電子お薬手帳アプリお薬手帳プラスから取得した電子的PHR情報と、薬局における健康チェックで取得したPHR情報の双方を浜松市のデータ連携基盤と連携させ、地域包括ケアの一助とする。	・検体測定室における 1)測定に際しての説明 2)測定項目 3)測定結果の報告 4)地域医療機関等との連携等	検体測定室に関するガイドラインについて（平成26年4月9日厚生労働省医政局長発出通知） 第2 検体測定室の指針について	1)検体の測定結果について、受検者による判断に加え、薬剤師が判断できるものとする 2)現在の測定項目に9項目（骨密度、心電図、尿酸値、ケトン体、Cr（クレアチニン）、eGFR、BUN、アルブミン、ヘモグロビン）を追加する 3)測定結果の報告は、結果と基準値のみに留めるのではなく、基準値に比ぶどであったかを伝えられるものとする 4)測定結果によって、特定健康診査や健康診断の受診勧奨に加え、医療機関受診勧奨ができるものとする	厚生労働省	1) 3) 4) について 医療の提供は、患者の生命・身体に直接影響を及ぼすものであるため、我が国で適切に医療を提供するために必要となる専門的な知識、能力を確認するための医師国家試験に合格し、医師免許を取得した者でなければ医療を行ってはならないこととしております。ご提案の「薬剤師が判断できるものとする」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、医師以外の者が医療行為にあたる診断を行い、それに基づく受検者への診断結果の通知や医療機関への受診勧奨等を行う場合、受検者の医療機関への受診が遅れ、適切な治療の機会を逸する恐れがあり、適切ではないものと史料します。 2) について 御提案の事業において、受検者が自ら採取した血液を検体とし、尿酸値、ケトン体、Cr（クレアチニン）、eGFR、BUN、アルブミンの測定を行うことについて、当該検査を行う施設は臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和56年厚生省告示第17号）第4号に掲げる施設に該当するため、衛生検査所登録は不要です。 ・ただし、厚生労働省は、検体測定室が感染防止や健康被害防止等の安全性を確保しつつ適切に運営されるよう、「検体測定室に関するガイドライン」（平成26年医政発0409第4号厚生労働省医政局長通知別紙）を发出し、内容の遵守を求めているところです。検体測定室は、国民の健康意識の醸成や、健康診断や医療機関受診への動機付けを高める観点から、利用者が検体を採取し、検査結果も利用者自身で判断・管理することで、自己健康管理の一助となるような簡易な検査を行う施設のため、ガイドラインにおいて、検査可能な項目を、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第1条第1項各号に掲げる項目（同条第4項の規定により同条第1項第7号の規定による検査を行ったものとみなされる場合の項目を含む。）としており、尿酸値、ケトン体、Cr（クレアチニン）、eGFR、BUN、アルブミンについては、測定項目とはしていません。 ・また、ヘモグロビンの測定は血液学的検査になるため、検査を実施する場合、衛生検査所登録が必要となります。 ・なお、「検体測定室に関するガイドライン」は検体測定室における検体検査に係る基準を示すものであるため、骨密度の自己測定については、当該ガイドラインの対象としておりません。	1) 3) 4) について 今回の提案は、薬剤師・管理栄養士が医療行為に当たる「診断」を実施することではなく、あくまで検査結果に基づく受診勧奨等を提案するものである。遠隔医療での薬剤師の介入が認められるアメリカでは定期的な健康チェックを薬局薬剤師が実施しており糖尿病等の病の重症化を防ぐ効果があると発表されている。薬剤師・管理栄養士による健康チェックは、未病段階での健康増進に寄与出来ると考えている。	1) 3) 4) について 受診勧奨を行う際に、医学的判断が伴わないもの（医療行為に該当しないもの）については、医師法上、規制の対象とはなりません。ただし、当該行為を行うにあたっては、利用者が医師の行う診断と誤認することのないようし、疾患の発落しや病院にかかる機会の抑制につながるよう留意する必要があるため、検体測定室に関するガイドラインにおいては、受検者に対して、測定結果が当該検体測定室の用いる基準の範囲内であったとしても、特定健康診査や健康診断の受診勧奨をすることを求めています。	
静岡県浜松市	15	遠隔服薬指導	中山間地域等を始めた遠隔地に対し、オンラインでの服薬指導を行い、医療が必要な全ての市民に薬局サービスを提供することで、オンライン診療、オンライン服薬指導、Maasと連携し、保険薬局からドコモ交通利用による自宅への薬剤配送・決済の一連の流れをシステムに完結できる未来型医療の構築につなげる。	人口減少・高齢化における在宅医療分野への支援の充実やバンデック時における医療体制の確保	法令(①②③)においてオンライン服薬指導の実施に係る要件を規定 令和2年4月10日厚生労働省事務連絡(④)においてオンライン服薬指導の実施に係る要件を緩和(コロナによる特例) 法令(⑤⑥)において、販売・授与目的の調剤は処方箋(原本)によるものと規定	①医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法)第9条の3 ②薬機法施行規則第15条の13 ③薬機法等の一部を改正する法律の一部の施行について(オンライン服薬指導関係)(令和2年3月31日厚生労働省医薬・生活衛生局長発出通知) ④新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の限定的・特例的な取扱いについて(令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課発出事務連絡) ⑤薬剤師法第23条 ⑥保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第8条	②の実施要件の撤廃 ③の限定的・特例的な取扱いに関する実施要件の設定 ⑤⑥の規制の緩和(処方箋原本によらない調剤を可能とする)	厚生労働省	薬局におけるオンライン服薬指導については、「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)や「成長戦略フォローアップ」(令和3年6月18日閣議決定)を踏まえ、2021(令和3)年夏を目途に医薬品医療機器等法に基づくルールの見直しの検討を行うこととしております。	処方箋原本を所持していない状況下での調剤行為は、現在、限定的措置としてのみ認められており、この限定的措置が解除されれば、オンライン服薬指導の浸透が遅延する要因の1つとなります。 処方箋の原本規制についても明確に見直し事項とされているか。	ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症を踏まえた限定的措置として、患者が薬局で電話等服薬指導を希望する場合、薬局が原本を入手するまでの間は医療機関から薬局へ直接FAX等で送付された処方箋を原本とみなせることとしております。限定的措置の実績等を踏まえ、薬機法に基づくルールの見直しについて具体化を進める中で、処方箋の扱いについても検討予定です。なお、2023年1月より運用開始予定の電子処方箋システムにより、オンライン服薬指導を行う場合においても電子的に処方箋原本をやり取りすることが可能となります。	
静岡県浜松市	16	一包装調剤業務の集約化	保険薬局間における連携体制(大型薬局へ調剤業務の一部を委託)を構築することで、地域薬局における業務改革を実現(調剤業務にかかる労力を削減し、薬剤師が在宅医療業務やオンライン服薬指導業務などに注力できる体制へシフト)し、地域包括ケアへ積極参画する体制を整備する。	調剤薬剤師が1人である薬局は全国的に4割を超えていることから、市内の保険薬局が地域連携基盤を通じて情報連携し、特に負担が重い一包装調剤業務を大型薬局がサポートすることにより、地域薬局の薬剤師が在宅医療業務やオンライン服薬指導等の新たなICT活用業務を活用したケアに注力できる地域医療の構築につながる。	法令(①)において薬局における調剤(調剤の求めがあった場合、当該薬局の薬剤師がその薬局で調剤すること)を規定 法令(②③)において、販売・授与目的の調剤は処方箋(原本)によるものと規定	①医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第11条の11 ②薬剤師法第23条 ③保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第8条	①に調剤業務(特に一包装調剤業務)を他の薬局に委託可能とする旨の規定を追加 ②③に業務の一部委託による調剤は、電子媒体等による処方箋の副本を参照することで調剤可能とする旨の規定を追加	厚生労働省	薬局における調剤等にあたっては、保健衛生上支障が生じることがないよう、当該薬局の薬剤師により、実地に管理された上で、当該薬局において実施される必要があり、ご提案の方法では患者への薬剤の適切な交付や責任の所在が不明確であることから、認めることは困難です。	責任の所在は、例えば、「一包装した医薬品の品質に関しては委託先(分包装センター)、一包装した医薬品以外の調剤医薬品(外用等)や処方監査、服薬指導等は委託元にする。」「患者宅への配送は、委託先から配送するが、委託元から配送するか切り分ける。」など明確化することは可能と考えている。 患者への薬剤の適切な交付は、委託元へ一包装された委託品を渡し、そこから患者宅へ配送するフローと、委託先(分包装センター)から患者宅へ直接配送するフローの2種類を検討しており、患者や委託元のニーズに合わせて対応が必要と考えられている。 以上より、ご指摘の点は明確化できることから緩和を求める。	薬局における調剤等にあたっては、保健衛生上支障が生じることがないよう、当該薬局の薬剤師により、実地に管理された上で、当該薬局において実施される必要があり、ご提案の方法では患者への薬剤の適切な交付や医療安全上の責任の所在が不明確であることから、認めることは困難です。 なお、薬局における対人業務の充実のための調剤業務の取扱いについては、「調剤に係る業務プロセスの在り方を含め、医療安全を確保しつつ調剤業務の効率化を進める方策を検討し、必要な見直しを行う」(「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)) こととしております。	
静岡県浜松市	17	オンライン障がい児通所サービス	障害をもつ児童に対し、通所サービスとテレビ電話等を活用した遠隔での支援サービスを組み合わせ、各児童の状況に合わせたサービスの提供する。	①発達障がい児への社会的な関心、研究機運の高まり ②現在の障がい児支援事業の意図と新しい生活様式対応での限界 ③GIGAスクール構想の加速化と発達障がい児支援への遅れるICT化	児童福祉法が「通所」前提であること。 人員配置や設置基準が、児童福祉法に則って「通所」を前提とした基準(人員、設備、運営)で定めている。 遠隔オンライン支援は、「コロナ禍での代替手段」として厚生労働省事務連絡で認められているのみ。	児童福祉法第6条の2の2	「通所」を前提とした基準に加え、オンラインによる支援も選択可能とすること	厚生労働省	障害児通所支援である児童発達支援、放課後等デイサービスについては、児童福祉法第6条の2の2において、施設に連なれて以下のような支援を行うこととされている。 ・児童発達支援：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること ・放課後等デイサービス：生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与すること これらは施設に通所し、職員や他の児童等との集団での相互交流等により提供できるものと考えており、オンラインによる支援を対象とすることはできない。 なお、コロナ禍において認めているオンラインによる支援については、新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、利用者が事業所へ通うことを控えている場合における代替措置として、オンライン等の機器を活用しながらできる限りの支援を行った場合には、報酬上の評価を行うものである。	提案は支援の全てを遠隔支援にしようという提案ではなく、対面での支援をしつつ、必要な場合に遠隔支援の選択も認めていただきたいというものである。提案事業者は、2020年4月以降全国で延べ3万回近くの遠隔オンライン支援をしており、利用者への調査を実施したところ、実際に遠隔支援を利用した多くの人がコロナ終息後の社会にも必要と考えている結果が出た(利用した人のうち、77.8%)。子どもや親の体調、天候等で通えない場合などに遠隔支援を受けられることは、新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、利用者が事業所へ通うことを控えている場合においても、ICT社会に必要な、新しい支援の在り方として求める方が多いため、緩和を求める。	障害児通所支援については前回の回答でお示したとおり、集団生活への適応訓練や社会との交流の促進等の支援について、施設に連なれ職員や他の児童等との集団での相互交流等により提供できるものと考えており、コロナ禍において認めているオンラインによる支援は、利用者が事業所へ通うことを控えている場合における代替措置として、臨時的に認めているものである。 提案主体が提示した民間事業者の調査は、新型コロナウイルスが蔓延している2020年5月18日～26日に行われ、新型コロナウイルスの特例として行っている代替的支援についての保護者の受け止めを基にしたものであり、通常時の支援として行われることを前提としたものではなく、通所による通常の支援に対するICTを活用した支援の有効性を単純に示したものは考えられない。 また、提案主体が提示した調査結果にもあるように、タブレット等の端末の前に子どもを座らせるために、保護者に対して負担を強いるものであり、ICTを活用した支援について、通所による支援と同様の評価を行うことはできない。	

国家戦略特区等提案様式

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
静岡県浜松市	18	内水氾濫における浸水予測/気象情報と災害情報のリスク	<p>①リアルタイムな浸水情報の提供（浸水危険地域の道路脇、排水路等に水位計、冠水センサーおよびカメラを設置し、リアルタイムな浸水情報を提供する。）</p> <p>②浸水エリアの推測（水位データと国土地理院の数値標高データの組合せにより、地域の浸水状況推測し、地図上に表示する。）</p> <p>③浸水の予測（代表地点に雨量計を設置し、水位データ、実雨量データと気象庁の予測雨量データの組み合わせにより、6時間先までの浸水を予測する。）</p> <p>④浸水発生プロセスの解明（各地点の水位の時系列データより浸水発生のプロセスを解明する。）</p> <p>⑤データ連携（土木スマホ通報システムとの連携：投稿データ画像の位置情報よりクラウド上のGISへの反映、浜松市防災マップとの連携：早期の通行止め規制）</p> <p>⇒浸水被害の軽減、浸水による交通への影響の軽減</p> <p>・事故データや、データヘンダーの持つ天候情報やSNS、位置情報等、リアルタイム性を重視した多角的なデータを取得・分析し、災害モニタリングツールを通じて情報提供</p>	<p>①浸水被害の軽減</p> <p>②浸水による交通への影響の軽減</p> <p>③浸水プロセスを解明できるため、浸水に対する防災対策立案の理論的根拠とすることができる</p>	<p>自然現象の予測情報を一般公開するには気象庁長官の許可を受ける必要がある。予測には気象予報士が介在しなければならない。このため、提案サービスのようなソフトウェアによる自動的な予測は住民公開できない。</p> <p>「洪水の予報業務については、防災との関連性の観点等から、当面許可しない」となっており、内水氾濫の予報業務許可を得ることはできない。</p> <p>ただし、予測情報を一般公開せず、予測を正しく認識可能な組織内で利用する場合はこの限りではない。そこで、次のような条件の下で規制対象から外すことができれば、地域住民への公開が可能となる。</p>	<p>気象業務法第17条および第19条の3（自然現象の予測には気象予報士が介在しなければならない。）</p> <p>気象等の予報業務の許可等に関する審査基準（気象等の予報業務の許可等に関する審査基準</p>	<p>自然現象の予測には気象予報士が介在しなければならない規程の撤廃、</p> <p>予測情報を一般公開せず、予測を正しく認識可能な組織内で利用する場合はこの限りではない。そこで、次のような条件の下で規制対象から外すことができれば、地域住民への公開が可能となる。</p> <p>・限定公開：非公開URLでのID、PASSWORD認証方式</p> <p>・予測情報の説明：性質および信頼性の説明の表示</p> <p>・気象庁や国土交通省等の国の機関、自衛隊、県、NexcoやJR等の交通インフラ、中部電力やガス等のインフラ会社、市町村等の限られた関係機関の間のみでの予報及び利用の許可</p>	国土交通省	<p>○気象業務法では、科学的な根拠に基づかない予報によって国民や企業が適切な行動をとるための判断に影響が生じないよう、予報業務許可制度を設け、予報業務を行う事業者には、現象の予想を気象予報士に行わせること等を義務付けている。</p> <p>○提案にある洪水の予報業務については、防災との関連が高いこと及び、純粋な気象現象の予測だけでなく、その時々々の河川の状態等の様々な要因によって影響され、気象庁以外の者において技術的に適確な予報を行うことが困難であったことから、現在まで許可を行っていない。一方で、近年のシミュレーション技術の高度化や利用者の多様なニーズに対応していくため、有識者からなる「洪水及び土砂災害の予報のあり方に関する検討会」（事務局：気象庁、国土交通省水管理・国土保全局）において、気象庁以外の者における洪水の予報業務の許可のあり方について検討を進めているところ。この中で、気象予報士の介在の必要性についても議論いただいている。</p>	<p>検討している事業内容は、避難指示等の発出業務ではなく、予測という注意報である。予測雨量は気象庁などのデータを活用し、設置した冠水のセンサー情報と組み合わせ、冠水予測という注意報を限定された地域に出すことにより、地域住民の生活向上に役立てることを考えている。防災情報をピンポイントの狭いエリアにタイミングよく出すことにより、人的、物的被害の軽減につながる。地域住民にその情報の特性を理解し納得していただき、有用な情報にしていただきたいものであり、規制の緩和を要望する。</p>	国土交通省	<p>○洪水の予報に関しては、「洪水及び土砂災害の予報のあり方に関する検討会」（事務局：気象庁、国土交通省水管理・国土保全局）の検討結果を踏まえ、今後、許可制度の具体設計を行い、民間気象事業者等による洪水の予報業務許可を新たに設けるよう検討を進めている。</p> <p>○なお、同検討会では、事前に予報の特性や留意事項を説明し、利用者がこれを理解・同意することが重要との指摘をいただいている。</p>